

## 令和 6 年度からの地区公民館の使用について

## 1. これまでの経過・概要

協働のまちづくり元年（平成 20 年度）から 15 年が経過し、人口減少、年齢構成や家族構成の変化など、地域を取り巻く環境は大きく変化しています。そのような中で、地区公民館は地域コミュニティの維持と持続的な発展を維持するセンター的な役割や、地域の防災拠点としての役割などが求められています。

このことを踏まえ、地域組織を支援する取組の一環として、令和元年から地区公民館のあり方の検討を進め、地区公民館をより幅広いニーズに柔軟に応える施設とすることで、地域の活性化、生涯学習事業の充実等につなげることや、福祉、防災などの地域課題の解決等が図られるように、本年 12 月の市議会において地区公民館の新たな条例を制定しました。

この見直しによって、複数地区での合同事業の開催や、民間事業者等への貸出、営利活動など、新しいニーズに応えることができ、地区公民館が、これまで以上に多様な主体とつながることで、地域課題の解決や新たな魅力の創出などにつながる施設になることを期待しています。

令和 6 年 4 月からは、この新たな地区公民館の条例に基づく運用となります。

## 2. 主な変更点

- ① 地区公民館を幅広く活用していくため、現行の社会教育法に基づく公民館条例を廃止し、新たな「地区公民館条例」を制定しました。
- ② 施設の名称は、「地区公民館」のままとします。
- ③ 施設の所管を教育委員会から市長部局へ移管します。ただし、地区公民館で行われる生涯学習事業は、引き続き教育委員会と連携しながら推進していきます。
- ④ 利用制限を緩和し、公民館を利用できる対象範囲を拡大します。
- ⑤ 営利目的で公民館を使用する場合は、施設使用料を徴収します。

## 3. 公民館の使用について

令和 6 年 4 月からの地区公民館の使用は以下のとおりとなります。

No.	項目	使用料	必要書類等	受付可能時期
1	対象区域の住民が地域活動・社会教育活動で使用	無料	使用申込書	使用日の 1 年前から
2	対象区域外の住民・営利を目的としない団体が地域活動・社会教育活動で使用	無料	使用申込書	使用日の 1 か月前から
3	個人・営利を目的としない団体が地域活動・社会教育活動以外で使用	有料	利用者登録申請書、 使用申込書	使用日の 1 か月前から
4	個人・営利を目的としない団体が営利目的で使用	有料（2 倍）	利用者登録申請書、 使用申込書	使用日の 1 か月前から
5	民間企業が使用	有料（2 倍）	利用者登録申請書、 使用申込書	使用日の 1 か月前から

(補足)

※有料使用の場合、利用者登録申請書を協働推進課に提出していただきます。使用目的等の確認を行い、使用可否の判定を行います。(登録を許可した団体等は、全公民館で登録情報を共有します)

※有料使用の場合、協働推進課が発行する納付書で使用料を市に納めていただきます。

※地域住民・地域外住民の判断は、使用申請者(代表者)の住所地によるものとします。

※地域住民の使用を優先するため、受付可能時期に差を設けています。

※地域活動とは、地域の皆さんで自主的・主体的に行っている活動で、福祉、防災、環境美化などの地域課題の解決に向けた取組みや、住民同士のつながりづくりなどです。

※社会教育活動とは、主に社会教育関係団体等が行う活動で、学習・文化・スポーツなど社会教育に関する事業を行い、地域文化・スポーツの向上・社会福祉の増進などにつながる活動です。

※営利目的とは、製品販売や宣伝を主たる目的とする催事や営業活動、勧誘活動のことで、私塾や生業としている指導者が主催する講座や授業、レッスンも営利目的となります。株式会社や個人事業主、税理士・弁護士等は営利団体となります。

※営利目的団体等の使用で、地域住民からの依頼により、地域活動や社会教育活動につながる取組み(社会貢献活動など)は、無料とします。

(この場合は、地域側が公民館の使用申込をしていただければと思います)

#### 4. 気高地域の地区公民館の状況 (別紙参照)

①気高地域地区公民館の対象区域

②気高地域地区公民館の使用料を徴収する部屋

※浜村地区公民館は、気高町コミュニティセンター内にあるため、使用料徴収の基準は「コミュニティ施設条例」や生涯学習・スポーツ課が定める要綱等を優先する取扱いとなります。

## 気高地域地区公民館の対象区域

名称	対象区域
瑞穂地区公民館	気高町宿、気高町土居、気高町重高、気高町二本木、気高町下坂本、気高町日光
宝木地区公民館	気高町上光、気高町下光元、気高町常松、気高町富吉、気高町宝木、気高町奥沢見
逢坂地区公民館	気高町殿、気高町飯里、気高町下石、気高町上原、気高町山宮、気高町睦逢、気高町会下、気高町郡家、気高町高江
浜村地区公民館	気高町浜村、気高町勝見、気高町新町1～3丁目、気高町北浜1～3丁目、気高町八幡、気高町下原、気高町八束水
酒津地区公民館	気高町酒津

## 気高地域地区公民館の使用料を徴収する部屋

館名	階	部屋名	面積(m <sup>2</sup> )	使用料 日中 (円)	使用料 夜間 (円)
瑞穂	1	談話室	24.5	150	300
	1	1 会議室	58.8	300	600
	1	作業室	26.0	150	300
	1	調理実習室	34.5	300	600
	1	1 和室	16.2	150	300
	2	2 会議室	73.0	300	600
宝木	1	大会議室	101.1	500	1,000
	1	小会議室	33.7	150	300
	1	調理室	38.5	300	600
	1	相談室	22.0	150	300
逢坂	1	大会議室	99.2	500	1,000
	1	研修室	23.4	150	300
	1	小研修室	13.1	150	300
	1	視聴覚室	30.0	150	300
	1	調理実習室	32.4	300	600
酒津	1	生活改善室	28.0	300	600
	1	談話室	14.5	150	300
	1	研修室	38.5	150	300
	2	大会議室(和室)	88.5	500	1,000

※金額は1時間当たりとなります。

※営利目的での使用は、この表の金額の2倍となります。

※冷暖房設備を使用する場合は、この表の金額の1/2が加算されます。

※調理実習室の使用料には、ガス代・水道代を含むものとします。

※浜村地区公民館は、気高町コミュニティセンター内にあるため、使用料徴収の基準は「コミュニティ施設条例」や生涯学習・スポーツ課が定める要綱等を優先する取扱いとなります。